

質問内容	回答
クーポンの申請は1団体1回限りか。	宴会、弁当いずれも複数回の利用が可能です。ただし、支援事業の予算がなくなり次第、事業を終了します。
利用の申し込みはどこの区役所でもよいのか。	お住いの区や飲食店の所在区に限らず、市内の区役所、出張所、連絡所であればどこでもできます。お急ぎの場合は、区役所にお越してください。また、新潟市電子申請サービス「かんたん申込み」からもお申込みいただけます。
どういう団体が利用対象になるか。	基本的に非営利で継続的な活動を行っている団体であれば対象となります。同窓会や同期会、親族の集まりなどは対象外となりますので、詳しくは区役所へお問い合わせください。
なぜ支援を行うのですか？	<p>地域の飲食店は地域の様々な交流の場として重要な役割を果たしてきました。これらの店舗は、特に、大人数での団体利用が主となっているため、コロナ禍の中でこれまで利用していた自治会をはじめとした地域団体の懇親会などの中止や規模縮小により、大幅な売上げ減少となっており、厳しい経営状況にあります。</p> <p>このことから、感染防止に努めながら地域の飲食店の利用を促進するとともに、各種地域団体の交流、活動再開につなげていただくため、総会や研修会などにおける弁当の配布や懇親会の実施に対し、補助する制度を創設したものです。</p>
感染が拡大している中、なぜ今こうした支援を行うのですか？	<p>今回の制度は、利用される方々のさまざまなお考えやニーズに対応して、弁当の購入と宴会を選択できる制度です。新潟での感染状況は、首都圏など感染が急増している地域に比べ穏やかな感染で推移していたことから、12月11日（金）から制度の運用を開始しました。</p> <p>なお、この制度は新潟県による新型コロナウイルス感染症に関する警報の発令など、感染状況に応じて利用制限等を行う場合があります。</p>

<p>感染防止対策がしっかりと行われているか心配なのですが？</p>	<p>各種地域団体がこの支援制度を利用できるのは市に登録した飲食店のみとしており、市は飲食店登録の際に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）などの感染症予防対策に取り組んでいることを条件としています。</p>
<p>制度を利用するにあたって客側として注意することはありますか？</p>	<p>利用者に対しては、手指消毒や咳エチケットなど感染予防を徹底すること、当日体調がすぐれない場合（発熱・咳等）や利用日以前2週間以内に県外（感染の拡大が見られる地域）へ行った方は会合への参加を控えること、万一新型コロナウイルス感染者が発生した場合の連絡体制として当日の参加者名簿を作成することを利用条件としています。また、県が発行している注意喚起である「飲食店を利用する皆様へ」も併せて周知しています。</p>